

令和6年度昭島市立学校における教育課程編成基準について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年11月16日

提出者 昭島市教育委員会
教育長 山下 秀 男

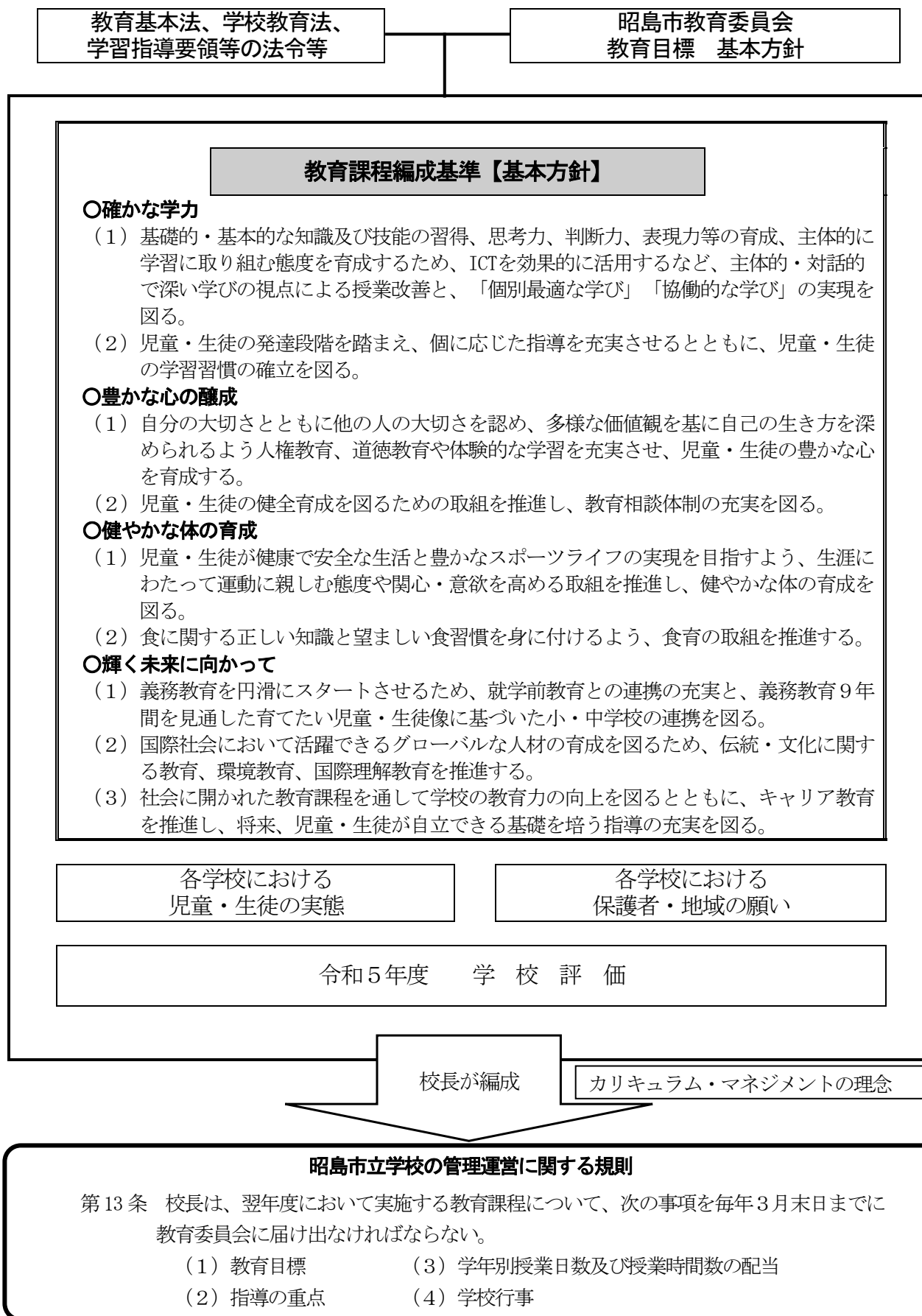
(提案理由)

昭島市立小・中学校の教育課程を円滑に編成するために、令和6年度昭島市立学校における教育課程編成基準を定める必要がある。

令和6年度 昭島市立学校における教育課程編成基準（案）

昭島市立学校の管理運営に関する規則第12条の規定により、以下のとおり教育課程編成基準を定める。

I 教育課程編成に当たって



＜昭島市教育委員会の教育目標＞

昭島市教育委員会は、市民憲章と人間尊重の精神を基調とした教育を推進する。

子どもたちが常に心身ともに健康で生きがいを持ち、創造性に富み、社会の一員としての自覚を有し、多様性を認め合い、人間性豊かな市民として成長することを目指し、その実現に努める。

学校教育においては、学校、家庭、地域の密接な連携のもと、子どもたちが生涯を通して未来社会の変化に対応できるよう、自ら考え判断して行動する力を培い、国際的視野を広げ、豊かな心と健やかな体をはぐくみ、個性を生かすための教育を推進する。

社会教育においては、地域の文化、教育、スポーツ活動を通して市民誰もが、あらゆる機会に、生きる喜び、学ぶ楽しさを得られ、生涯にわたって主体的に学び続けることができ、市民相互と地域のつながりを育てていく生涯学習社会の実現を目指す。

子どもから高齢者までが生涯にわたっていきいきと学習できる環境の充実を図り、もって豊かな文化の創造とふるさと昭島を愛する心を育て、且ついのちの大切さや環境との共生を考え、ひろく国際社会に貢献できる人材の育成を図る。

[令和4（2022）年1月20日昭島市教育委員会決定]

＜学校教育の目標及び基本方針＞

1 目 標

教育委員会は、市民憲章と人間尊重の精神を基調とし、広く国際社会において信頼と尊敬の得られる知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒を育成します。また、持続可能な社会づくりに貢献する資質・能力を育むため、全教育活動にSDGsの目標を関連させた学習を展開し、学校・家庭・地域の密接な連携のもと、ふるさと昭島の自然や文化を愛し、社会に主体的に貢献できる「たくましい昭島っ子」の育成を目指します。

2 基本方針

教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、人権尊重の理念を正しく理解し、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を養うための教育を実施するとともに、学習指導要領の理念である「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、本市の教育振興基本計画に基づき教育を推進する4つの施策、「確かな学力の定着」「豊かな心の醸成」「健やかな体の育成」「輝く未来に向かって」を推進します。

学校は、本目標及び基本方針に基づいて、それぞれが立案する教育推進計画の実現に向けて教育活動を推進します。

○確かな学力の定着

- ・基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を育成するため、ICTを効果的に活用するなど、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善と、「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現を図ります。
- ・児童・生徒の発達段階を踏まえ、個に応じた指導を充実させるとともに、児童・生徒の学習習慣の確立を図ります。

○豊かな心の醸成

- ・自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、多様な価値観を基に自己の生き方を深められるよう人権教育、道徳教育や体験的な学習を充実させ、児童・生徒の豊かな心を育成します。
- ・児童・生徒の健全育成を図るための取組を推進し、教育相談体制の充実を図ります。

○健やかな体の育成

- ・児童・生徒が健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指すよう、生涯にわたって運動に親しむ態度や関心・意欲を高める取組を推進し、健やかな体の育成を図ります。
- ・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるよう、食育の取組を推進します。

○輝く未来に向かって

- ・義務教育を円滑にスタートさせるため、就学前教育との連携の充実と、義務教育9年間を見通した育てたい児童・生徒像に基づいた小・中学校の連携を図ります。
- ・国際社会において活躍できるグローバルな人材の育成を図るため、伝統・文化に関する教育、環境教育、国際理解教育を推進します。
- ・社会に開かれた教育課程を通して学校の教育力の向上を図るとともに、キャリア教育を推進し、将来、児童・生徒が自立できる基礎を培う指導の充実を図ります。

II 教育課程編成の実際

1 学校の教育目標の設定について

学習指導要領では、教育課程を編成するに当たって、学校が教科等横断的な視点に立った資質・能力を育成することを規定し、「学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。」と示している。

学校の教育目標は、児童・生徒や学校、地域の実態に応じて育成を目指す児童・生徒の姿を具体化して示すようにする。

2 教育課程編成に当たっての昭島市教育委員会の基本方針及び主な指導事項

学校の教育目標を達成するための基本方針について、学習指導要領の趣旨を踏まえ「昭島市教育振興基本計画」に示されている4つの基本施策の事項に沿って明示する。併せて、教育目標を達成するための基本方針を具現化する内容として位置付けるべき主な指導事項を明示する。

また、カリキュラム・マネジメントの視点から、以下の3点に留意して教育課程を編成し、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていく。

- (1) 児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てる。
- (2) 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていく。
- (3) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていく。

基本施策 1 確かな学力の定着

- (1) 基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を育成するため、ICT を効果的に活用するなど、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善と、「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現を図る。

- ・言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成
- ・各教科等の教育内容を相互の関係で捉えた教科横断的な学習や、児童・生徒の主体的及び探究的な学習を中心とした総合的な学習の時間の学習による、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成
- ・学力調査等の結果分析に基づいた授業改善推進プランの作成と授業改善の取組
- ・一人1台のタブレット端末の効果的な活用を含めた主体的・対話的で深い学びの実現
- ・情報通信ネットワークを適切に活用する資質や能力、態度の育成及び各教科等でプログラミング的思考を育成する学習活動の実施
- ・外国語によるコミュニケーションの素地となる資質・能力を育成するための言語活動の充実及び ICT や外国語指導助手等の効果的な活用
- ・持続可能な開発目標（SDGs）と関連付けた各教科等の学習の推進による、持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力の育成
- ・調べ学習及び学習成果の発表等、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学校図書館、市民図書館等の効果的な活用
- ・地域の施設・人材等の積極的な活用
- ・不登校や教室に入ることができない児童・生徒に対する、学びを止めないためのオンライン授業の実践

- (2) 児童・生徒の発達段階を踏まえ、個に応じた指導を充実させるとともに、児童・生徒の学習習慣の確立を図る。

- ・習熟度別学習（習熟度別ガイドラインに基づいた指導）等、個に応じた指導の充実
- ・インクルーシブ教育の理念に基づき、障害のあるなしに関わらず、児童・生徒の自立と社会参加に向けた効果的な指導・支援の充実
- ・障害のある児童・生徒一人一人の状況に応じた合理的配慮の実施
- ・「昭島市立学校 教育のユニバーサルデザイン」を効果的に活用した、全ての児童・生徒にやさしい学校・学級の実現に向けた組織的な取組
- ・学校生活支援シート及び個別指導計画の作成による個々の児童・生徒の障害の状態や経験等に応じたきめ細かな指導や支援
- ・支援の必要な児童・生徒への支援を組織的に行うための校内委員会の計画的な開催と関係機関との連携
- ・支援の必要な児童・生徒への指導を充実させるために、連携型個別指導計画に基づいた通常の学級と特別支援教室及び通級指導学級との連携
- ・副籍制度の推進や交流及び共同学習の推進
- ・放課後・土曜日・長期休業日中の補習による基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る機会の充実
- ・望ましい学習習慣を身に付けさせるための家庭学習の工夫と定着

基本施策2 豊かな心の醸成

- (1) 自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、多様な価値観を基に自己の生き方を深められるよう人権教育、道徳教育や体験的な学習を充実させ、児童・生徒の豊かな心を育成する。

- ・教育活動全体を通じた人権教育の推進や、児童・生徒が主体的に参加する体験活動の充実による自己肯定感・自己有用感の育成
- ・様々な人権課題について学び、自らの権利と義務、自由と責任についての認識を深め、人権尊重の精神を将来にわたって生活の中に生かせる人権教育の推進
- ・人権パネル展や人権標語に係る取組等、人権課題の解決に向けた主体的な活動の推進
- ・性同一性障害者(性自認)や性的思考における多様性を知る機会を充実させるとともに、感染症に関連する偏見や差別意識を生まない集団形成の推進
- ・道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることができる道徳科の授業改善
- ・道徳教育推進教師を中心とした組織的な道徳教育の推進及び道徳授業地区公開講座の充実による家庭・地域との連携強化
- ・互いのよさを発揮できるよりよい集団生活の構築と社会への参画意識の向上を目指した、宿泊体験等の集団生活の効果的な実施
- ・特別活動等を活用した、計画的な児童・生徒相互の関わり合いの推進
- ・地域と連携したボランティア活動等、学校内外における体験活動の充実による、子どもたちの社会に対する問題意識の醸成

- (2) 児童・生徒の健全育成を図るための取組を推進し、教育相談体制の充実を図る。

- ・東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】を受けた、いじめ防止対策の確実な実施
- ・いじめの早期発見、早期対応等を行うための、「いじめ防止アンケート」、「家庭版『いじめ発見シート』」等の活用
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく学校いじめ対策委員会を定期的に開催し、いじめの未然防止・早期解消に向けた組織的な取組
- ・「いじめ防止ポスター」の作成や掲示、啓発活動による、いじめを許さない意識の向上
- ・児童・生徒が適切に援助希求行動をすることや、身近な大人がそれを受け取り、適切に支援することができるようにするための「SOSの出し方に関する教育」の確実な実施と関連付けた取組の充実
- ・不登校及び不登校傾向の児童・生徒に対するタブレット端末の活用による支援や、関係機関と連携した社会的自立に向けた組織的な支援
- ・様々な課題を抱える児童・生徒及び保護者への対応に向けたSC及びSSWとの連携
- ・学級満足度調査(hyper-QU)の実施・分析等を踏まえた予防・開発的な生活指導の充実
- ・生命の尊さを学び、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身に付けるための「生命(いのち)の安全教育」をはじめとする指導の推進

基本施策3 健やかな体の育成

- (1) 児童・生徒が健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指すよう、生涯にわたって運動に親しむ態度や関心・意欲を高める取組を推進し、健やかな体の育成を図る。

- ・東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査等の結果分析及び「元気アップガイドブック」やコーディネーショントレーニング等に基づく体力向上に向けた組織的な取組
- ・「グッドモーニング60分」の取組を活用した健全な生活習慣の育成
- ・各学校が定める部活動の方針に基づいた適切な運営及び部活動指導員や部活動補助指導員を活用した地域連携の推進
- ・薬物乱用防止のための正しい行動選択ができるようにするための薬育と薬物乱用防止教室の実施
- ・がん予防に関する基本的な知識の習得及び命の大切さや自己の生き方を考えさせる、がん教育の推進
- ・「防災ノート」や「東京マイ・タイムライン」を活用した、家庭と連携した自助・共助の力を身に付ける防災教育の推進
- ・安全教育年間指導計画に基づく、避難訓練、セーフティ教室等の実施による安全教育の推進
- ・新型コロナウイルス等の感染防止対策の定期的な見直しや実践と教育活動の両立

(2) 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるよう、食育の取組を推進する。

- ・各教科等や給食の時間の指導の充実及び、家庭・地域と連携した指導の実施
- ・「アレルギー疾患対応マニュアル」に基づいた食物アレルギー事故防止の徹底

基本施策4 輝く未来に向かって

(1) 義務教育を円滑にスタートさせるため、就学前教育との連携の充実と、義務教育9年間を見通した育てたい児童・生徒像に基づいた小・中学校の連携を図る。

- ・就学前教育との円滑な接続を目指した連携の充実及びスタートカリキュラムの実施
- ・児童が円滑な小学校生活をスタートできるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を踏まえた幼保小の連携
- ・義務教育9年間を見通した育てたい児童・生徒像に基づいた小中連携教育の推進と年間3日以上の小中連携の日の設定
- ・「学校生活支援シート」の作成及び活用を基にした、障害のある児童・生徒のニーズに応じた指導や支援の継続

(2) 国際社会において活躍できるグローバルな人材の育成を図るため、伝統・文化に関する教育、情報教育、環境教育、国際理解教育を推進する。

- ・各教科等の学習や体験活動、地域との連携等を通じた日本の伝統文化教育の推進
- ・小学校連合音楽会、展覧会、合唱コンクールなどへの取組を通じた情操教育の推進
- ・オリンピック・パラリンピック教育を生かしたレガシー教育の取組の継続
- ・一人1台のタブレット端末を活用した誰一人取り残すことなく、公正で個別最適化された学びの推進
- ・情報社会での行動に責任をもち、情報を安全に利用できる力を身に付けさせる情報モラル教育及びデジタルシティズンシップ教育の推進
- ・コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための、プログラミング教育の推進
- ・学校・家庭・地域の連携・支援体制の確立を基に推進する環境教育を中心とした、持続可能な社会づくりに必要な資質・能力の育成
- ・ALTや外部機関等との連携、実用英語技能検定、英語村(TGG)を活用した体験活動等を通じた、外国語教育や外国語活動の充実

(3) 社会に開かれた教育課程を通して学校の教育力の向上を図るとともに、キャリア教育を推進し、将来、児童・生徒が自立できる基礎を培う指導の充実を図る。

- ・児童・生徒の将来への夢や望ましい勤労観・職業観を育むための、組織的・系統的なキャリア教育の充実
- ・主体的に進路を選択する能力を育成するための、職場体験等の充実
- ・キャリア・パスポートの活用による生活の振り返り及び目標の設定等、一人一人のキャリア形成と自己実現に向けた活動の推進
- ・主権者教育の視点に立つ、自発的、自治的な児童会活動・生徒会活動及びクラブ活動の充実
- ・地域行事及び地域貢献活動への参加

3 授業時数等の取扱いの考え方

授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、児童・生徒の学力向上に必要な授業時数を確保する。学期及び休業日については、昭島市立学校の管理運営に関する規則第3条、第4条に基づいた教育課程を編成する。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日（以下「長期休業日」という。）及び土曜日に授業日を設定することができる。この場合において、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 土曜日における授業については、確かな学力の向上を進める観点から実施する。なお、振替休業日なしの土曜日の授業については年間3日まで設定することができる。
- (2) 保護者や地域住民等にかかれた学校づくりを進める観点から学期に1回学校公開を実施する。
- (3) 時間割は、地域や学校及び児童・生徒の実態、各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし弾力的に編成することができる。
- (4) 各教科等の授業の1単位時間は、小学校45分、中学校50分として、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童・生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- (5) 10分～15分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合は、指導の目的や期待される教育効果を具体的に示し、成果の把握や活用についても示した年間指導計画及び評価計画を作成し、適切に実施する。
- (6) 標準授業時数は、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎とし、学校運営の実態等の条件も十分考慮しながら定めたものであることから、各学校においては、児童・生徒の実態及び標準授業時数を踏まえて、適切な授業時数を設定すること。

4 具体的な留意事項

(1) 授業日について

- ・ 1学期を4月8日（月）から7月19日（金）まで、2学期を8月30日（金）から12月25日（水）まで、3学期を1月8日（水）から3月25日（火）までとする。
- ・ 小学校の卒業式は3月25日（火）、中学校の卒業式は3月18日（火）とする。
- ・ 休業日に運動会を設定する場合は、振替休業日を設ける。予備日は、日曜日や月曜日の祝日に設定してもよい。
- ・ 「開校記念日」や「都民の日」は授業日とする。
- ・ 祝日においては授業を実施しない。ただし、祝日が土曜日の場合には、土曜日の授業や運動会、学芸会等の行事を実施することができる。

(2) 授業等について

- ・ 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査は事前指導を十分に行い、5月～6月に実施する。
- ・ オリンピック・パラリンピック教育におけるレガシーを受け継ぎ、各学校において特色のある教育活動を継続、発展させる。教育課程届 第2表「2 指導の重点 (2) 特色ある教育活動」の中に明記する。
- ・ 生徒の課題の発見や英語を学ぶ動機付けにつなげ、英語力の向上を図るために、中学校第3学年を対象に、実用英語技能検定を実施する。

- ・「特別の教科 道徳」の指導に際しては、教科用図書を主たる教材として全体計画及び年間指導計画を作成するとともに、学校の指導実態に応じて見直しを図る。
- ・自殺予防教育の一環として、各校種で自殺予防推進委員会（東京都教育委員会）によるDVD「SOS の出し方に関する教育を推進するための指導資料」等を活用した授業を、4月～7月の間に、1単位時間以上実施する。（体育・保健体育・道徳・特別活動等で扱うこととする。）
- ・「生命（いのち）の安全教育」の一環として、児童・生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動を取れるよう、例えば体育・保健体育科、道徳科等の学習と関連付けて指導を行う。
- ・健康教育の一環として、がんについての正しい理解を深めるため、がん専門医をはじめとする医療従事者やがん経験者等、学校外の人材を積極的に活用することが重要であることから、中学校全校において外部講師を活用した授業を1単位時間、実施する。
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）先行実施校の成果と課題を踏まえ、家庭・地域との協働による学校教育を、より一層推進する。

(3) その他

- ・「定期健康診断」は6月28日（金）までに実施する。
- ・夏季休業日に補習教室を実施する。
- ・授業で習得した英語力を活用する体験を通して英語学習の意欲向上を図るために、小学校第6学年と中学校第2学年を対象に、英語村（立川市）における体験型英語学習施設利用事業を実施する。
- ・小学校は家庭訪問を実施する。
- ・「避難訓練」、「安全指導」は、月1回以上行い、同一日に実施しない。
- ・小中連携の日を学期に1回以上設ける。
- ・給食については、学校給食課の基本方針に基づいて実施する。